

〈書評と紹介〉 長島怜央著『アメリカとグアム：植民地主義, レイシズム, 先住民』

Matsushima, Yasukatsu / 松島, 泰勝

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

694

(開始ページ / Start Page)

45

(終了ページ / End Page)

49

(発行年 / Year)

2016-08-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013404>

長島怜央著

『アメリカとグアム』

——植民地主義、レイシズム、先住民』

評者：松島 泰勝

本書は、長年にわたる現地でのフィールドワークを踏まえて、アメリカとグアムとの植民地主義的関係を社会学の視点から分析し、法政大学大学院社会学研究科に提出された博士論文を土台にしたものである。

最初に本書の考察に基づいて、アメリカとグアムとの植民地主義的関係について考えてみたい。1901年に米連邦最高裁は、プエルトリコはアメリカに属しているがその一部ではなく、国際法上、外国ではないが、アメリカの国内ともいえない「非編入領土」として位置づけた(6頁)。米政府はグアムも自らの「非編入領土」とし、国際的にはアメリカの一部であるが、国内的には外であるという矛盾した政治的地位にし、グアムを自由に支配しうる植民地にした。

グアムのチャモロ人には1950年のグアム基本法によって米市民権が付与された。しかしそれは、連邦議会の定めた法律(基本法や国籍法など)に基づく「議会による市民権」ではなく、連邦議会の決定によって一方的に剥奪されるものである(8頁)。

グアムは、北マリアナ諸島の政治的地位であるコモンウェルスを目指したこともある。コモンウェルスになると独自の労働法、移民法を有することが可能になり、また北マリアナ諸島憲

法第12条により、土地所有権が「北マリアナ系」の人々のみに認められるようになる(9頁)。しかし米政府や連邦議会はこの政治的地位をグアムには認めなかった。グアムを軍事基地として自由に利用したいという帝国の欲望が背景にあるからだろう。

本書の研究上の大きな貢献の一つは、グアムにおける「カラブラインド立憲主義」を詳細に、批判的に分析したことにある。先住民族の土地権に基づいた土地返還運動や、チャモロ人のみを有権者とする新たな政治的地位を決める住民投票に対して、グアム在住白人(アメリカ人移住者等)が「カラブラインド立憲主義」に基づいて、訴訟やマスコミなどを通じて妨害するという状態が1970年代から現在まで続いている。

アイデンティティ政治や、マイノリティが有する集団の権利が、米連邦憲法に依拠して批判されることを「カラブラインド立憲主義」という。これは歴史的な不正義に目を向けない(カラブラインドである)形式的人種主義であり、結果的には植民地主義の現状維持につながった(26-27頁)。

誰が、どのように先住民族を定義するのかということも、植民地主義からの脱却にとって大きな意味を持つ。「ハワイ人の定義」は、1921年のHHCA(ハワイアン・ホームズ委員会法)によって、植民者にとって都合のよい「血の割合」(1778年以前にハワイ諸島に居住していた人の血を少なくとも半分は継承する人)に基づくものにされた。血の割合に基づく定義の導入により、ハワイ人はネイションではなく人種と見なされ、その社会が分断されるようになった(38-42頁)。

グアムで土地返還を実施するCLTA(チャモロ土地信託法)において、返還地の借地人になる人々は「ネイティヴ・チャモロ」とされて

いる。1975年に同法が制定された時、「ネイティヴ・チャモロとは、1898年以前のグアム島に居住した者の血を少なくとも4分の1引いている」者であり、CLTC（チャモロ土地信託委員会）が決定する者とされた。1980年代初頭の第15議会において、「ネイティヴ・チャモロ」は、グアム基本法によって米市民となった人々とその子孫とされた。チャモロ人という主体は、エスニック・人種的なカテゴリーではなく、歴史的・政治的な規定によって資格を有する人々なのである（235-237頁）。

国際法で認められたチャモロ人の集団的権利を否定しようとする人々が「血による定義」や「純血性」を持ち出してきた。チャモロ人は、土地権の奪回を自らが定めた「民族の定義」に基づいて実施してきたのである。

グアムのOPI-R（先住権人民機構）が、政治的地位に関する住民投票においてチャモロ人に有権者を限定させることを求める法的根拠は次の通りである。国連憲章では、自己決定（人民自決）の原則を宣言する第1条（2）と第55条、非自治地域についてその統治者に自治を支援するように義務付ける第73条、そして全ての人民は自己決定権を有し政治的地位を自由に決めることができるとする植民地独立付与宣言である（203頁）。これらの国際法が保障する民族の集団的権利に基づいて、チャモロ人は新たな政治的地位を決定しようとしている。

アメリカによって奪われた土地の奪還のための活動を行ったのがナシオン・チャモルである。彼らは1992年以降、チャモロ土地信託法の実施、連邦政府余剰地の返還運動を通じてチャモロ人の土地権を主張した（219頁）。私もグアムで働いていたころ、同団体の関係者にインタビューしたことがあるが、同団体は実力で米軍基地内に乗り込むなど、実践的な反基地運動を展開するとともに、グアム独立を求めて

いた。

チャモロ人の自己決定権行使において特筆されるべきことは、次のようにチャモロ人に土地が実際に返還、貸与、損害賠償されていることである。土地賠償請求運動は、損害を金銭によって解決する。CLTAは、政府有地の一部をチャモロ・ホームランドとし、それをチャモロ人に貸与する。GALA（グアム先祖伝来地法）は、原所有者またはその子孫・相続人に土地を返還する（247頁）。

チャモロ人の土地権に対する批判の中で最も問題とされるのが合憲性である。合憲性とは、人種やエスニシティで差別してはならないという合衆国憲法の規定、つまり修正第14条等に反するか否かということである。合憲性に基づくカラーブラインドな社会を理想として掲げて、チャモロ人が米政府や米軍から受けてきた土地をめぐる歴史的不正義の問題に対して有効な解決策を打ち出さず、結果として不公正・不平等な現状の維持につながるという、レイシズム・植民地主義がグアムにおいて現在も見られるのである（291-292頁）。

またチャモロ人の自己決定権行使のための具体的活動として注目すべきことは、新たな政治的地位を獲得するための住民投票の準備である。グアム議会は、1997年の公法23-147により「チャモロ人の自己決定の実行・行使のための脱植民地化委員会（グアム脱植民地化委員会）」を設置した。グアム脱植民地化委員会によれば、自己決定権を行使する非自治地域の住民とは植民地化された人々であり、植民地支配によってもたらされた入植者や移住者は含まれない。1996年12月に住民投票のために成立した公法23-130によって、チャモロ人登録簿諮問委員会が設置され、1950年のグアム基本法に倣って「チャモロ人」が定義された。それは1899年4月11日にグアムに居住していた者、

またはその日に一時的に島にいなかった者の子孫であり、18歳以上の米市民であるとした(249-250頁)。

その後、公法 25-106 によってグアム脱植民地化登録簿が作られたが、住民投票の有権者登録資格は「1950 年グアム基本法の権限と制定によってアメリカ市民となった人びと及びその子孫」で 18 歳以上の者となった。有権者登録資格のある者の呼称は、「チャモロ人」から「グアムのネイティヴ住民」へと変更された(253 頁)。

「チャモロ人のみの投票」を批判する人々は、国際規範や合衆国憲法という国内規範を根拠にして、チャモロ人の自己決定権行使それ自体が他の人びとを差別するものであると論じる。しかし、その議論においてアメリカによるグアムの植民地化のなかでチャモロ人の被ってきた不正義の歴史についてはほとんど考慮されていないという問題がある(260 頁)。

CLTA の実施は、チャモロ人にとってはこれまでの不正義の是正であったが、グアムに住む非チャモロ人にとっては現在の生活を脅かされ、より良い生活を得る機会を失うことであった。そのため、チャモロ人と非チャモロ人のあいだで利害関心がぶつかり、対立感情が生み出された(275 頁)。非チャモロ人は、チャモロ人による自己決定権の行使を逆レイシズム、逆差別と主張しているが、それは疑問である。なぜなら「逆レイシズム、逆差別」論には、歴史的なアメリカの植民地主義や白人のレイシズムが前提とされているからである(286 頁)。

先住民族の自己決定権行使の主体がチャモロ人とされるのは、彼らが被ってきた歴史的不正義があるからである。アメリカの植民地主義によって、チャモロ人が自己決定権や主権を奪われてきたからにはほかならない。それゆえ、グアムが正式にアメリカ領となったパリ条約の施行

時(1899 年 4 月 1 日)が「民族の定義」の基準となり続けているのである。住民投票の有権者資格を有する者の名称が「チャモロ人」から「グアムのネイティヴ住民」へと変更されたことも、結果的に歴史的不正義を強調することにつながっている。たんにエスニック・文化的な理由によるのではなく、歴史的不正義に基づいているということが明確化されるのである。チャモロ人の土地権が主張されるのも、米軍による土地接収という歴史的不正義の感覚をチャモロ人が強く持っているからである(295 頁)。

次に本書の中で疑問に感じた諸点を指摘しておきたい。グアムの将来の政治的地位の選択肢の一つである「自由連合国」に対して本書は以下のように論じている。「自由連合国は、曖昧な政治的地位に置かれている。名目上は独立しているが、実質的には独立国とはいえないのである。矢崎幸生が論じるように、アメリカ政府はこれらの国々を独立国と見なしていないし、自由連合協定においては自治が認められているだけである。アメリカに安全保障・防衛を委ねているのみならず、それに関連して外交も制約を受けている。しかも、仮に終了手続きがとられて自由連合関係が解消されたとしても、ミクロネシア領域への第三国軍隊アクセス拒否権の無効化には、マーシャル諸島とミクロネシア連邦は付属協定、パラオは本協定において、双方の合意が必要とされている」(12 頁)。

しかし、自由連合国は国連にも加盟し、世界の多くの国が国家承認しており、国際法上も独立国として認められ、内政権と外交権を行使している。ミクロネシア三国の軍事権は米政府が有しているが、パラオにある米軍施設を実際に見ても明らかなように、米政府が自由に軍事権を行使しているとは言えない状態にある。独立前、クニオ・ナカムラ大統領による米政府への書簡によって、軍事権の行使が制限されている

のである。寧ろ、米軍再編の動向、日米地位協定、日米同盟のあり方を考えると、アメリカに軍事的、政治経済的に従属している日本の方が「実質的には独立国とはいえない」と考える。日米安全保障条約により、米政府の同意を得ずに日本領土において第三国軍隊の駐留・配備・基地提供・通過等が禁止されている。著者は、グアムの植民地性を明らかにするためにも、「実質的な独立国とは何か」についても詳しく論じる必要があるだろう。

本書では、「パラオ独立が遅れたのは、憲法の非核条項と矛盾する自由連合協定の承認をめぐってパラオ内で激しい対立が生じたからである」(16頁)と記述されている。しかし実際は、米政府がパラオ共和国憲法の非核条項を無効化するためにパラオに政治的に介入し、パラオ人同士を対立させて社会を混乱させるという植民地支配の結果、その独立が遅れたのであり、パラオ側に独立が遅れた原因があったわけではない。

本書はグアムとアメリカの植民地主義的関係の分析に焦点を合わせているが、グアムの植民地体制を強化したのはアメリカだけでなく、日本もそうであった。日本政府は太平洋戦争においてグアムに侵略し、軍事統治を行い、多くのチャモロ人を虐殺し、島を戦場にし多大な損害を与えた。チャモロ人に対する賠償や謝罪を今にいたるまで日本政府は行っていない。サンフランシスコ講和会議において、米政府が日本政府への賠償請求を放棄したため、グアムに対する賠償や謝罪は免責されたという日本政府の「公式見解」は、チャモロ人からすると不正義そのものでしかない。現在、グアムの主要産業は観光業であるが、日系企業による経済的植民地化が進んでいる。グアムでは定期的に米軍と自衛隊の共同訓練が実施され、在沖海兵隊の同地への移設に対して日本政府が財政的な支援を

行っている。アメリカによるグアムの植民地支配に共犯的に加担しているのが日本なのである。「グアムの植民地化」に対する、当事者としての日本、日本人の関与に関する考察は、グアムとアメリカの植民地主義的关系を分析する上においても不可欠であると考ええる。

アメリカとグアムとの植民地主義的関係と同様な構造は、日本・アメリカと琉球(沖縄)との関係においても見出すことができる。1879年に日本政府が琉球国を滅亡させ(琉球併合)、沖縄戦の時には日本軍によって琉球人の虐殺、集団強制死が行われた。戦後は米軍によって強制的に土地を奪われ、1972年の「沖縄県」という政治的地位も日米両政府によって決定された。琉球のネイティブ住民である琉球人もチャモロ人と同じように、国際法で保障された「民族の自己決定権」を行使し、新たな政治的地位を住民投票によって決め、日米両政府によって奪われた土地を返還させることができると主張している。現在、琉球で展開されている辺野古米軍基地建設反対運動も、日本の琉球に対する植民地支配、構造的差別に対する抗議がその背景にある。歴史的不正義の問題が未解決のままである世界中の植民地がグアムと同様な問題を抱えている。琉球の豊見城市議会が2015年12月に採決した「国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書」は、本書で言う「カラーブランド・イデオロギー」に基づくものであると言える。

グアムと琉球の女性による反基地運動の連携は、在沖海兵隊のグアム移設に対するグアム内での民衆的な反対運動につながった。評者は2011年にグアム政府の代表団に加えてもらい、国連脱植民地化特別委員会に参加し、グアムと琉球における脱軍事基地化、脱植民地化について報告した。同年から2016年3月現在まで、

グアム政府脱植民地化委員会のエドワード・アルバレス事務局長と、マイケル・ベバクア・グアム大学教員がしばしば琉球を訪問し、琉球民族独立総合研究学会主催のシンポジウムに参加する等して、両島嶼で協力しながら脱植民地化が進められてきた。

本書では、近年のグアム政府脱植民地化委員会の活動について、「政治的地位の選択のための教育・啓発活動に予算が割り当てられず、脱植民地化委員会が十分に機能していないということも背景にある」(297頁)と記述されている。本書が主な分析対象にした時期が2010年

までであるが、今後は、それ以降の脱植民地化運動を、特に琉球とグアムとを比較する形で研究されることを希望したい。それにより、グアムにおける植民地主義体制が対アメリカとの関係だけで生まれたのではなく、対日本との関係でも形成され、「アメリカとグアム」との植民地主義的関係が日本を介在させることで、さらに強化されてきたことが明らかになるであろう。(長島怜央著『アメリカとグアム——植民地主義、レイシズム、先住民』有信堂高文社、2015年3月、vi+335頁、定価6,000円+税)

(まつしま・やすかつ 龍谷大学経済学部教授)



有斐閣 新刊案内
(価格は税別)

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-17/Tel.03-3265-6811
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

◎図書目録送呈◎

ジェンダーの政治経済学

原 伸子著 ● 福祉国家・市場・家族
ベッカー「新家庭経済学」における女性労働の分析とその後のフェミニスト経済学の発展を丹念に追い、さらに社会的ケアの理論的分析、福祉国家におけるワーク・ライフ・バランスや家族政策等ジェンダー政策の精査を行う。

A5判 三九〇〇円



福祉国家の制度と組織

佐々木伯朗著 ● 日本的特質の形成と展開

A5判 四一〇〇円

社会政策

駒村康平・山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・丸山 桂著 ● 福祉と労働の経済学
複数の学問領域にまたがる社会政策を経済学の手法で分析。

(有斐閣アルファ) 二五〇〇円

生活保障のガバナンス

大沢真理著 ● ジェンダーとお金の流れで読み解く 貧困や地域格差など偏ったお金の流れ、「生きにくさ」とジェンダーとの関わりを描く。

A5判 三七〇〇円

問いからはじめる社会福祉学

(有斐閣ハートデザイン) 一九〇〇円
坪 洋一・金子 充・室田信一著 ● 不安・不利・不信に挑む 働くことへの不安、教育の不利、制度への不信などの問題に向き合う社会福祉。

社会福祉のトピクス

岩田正美著 ● 社会福祉の新たな解釈を求めて 戦後の政策を丹念に分析。

A5判 四二〇〇円

社会福祉研究のフロンティア

岩崎晋也・岩間伸之・原田正樹編 最新研究等をコンパクトにまとめる。

A6判 二四〇〇円

大戦後資本主義の変質と展開

井村喜代子著 / 北原 勇協力 ● 米国の世界経済戦略のもとで

A6判 四五〇〇円